


庁議付議事案書

開催・平成30年3月22日

所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえて、東大和市個人情報保護条例を改正した。これに伴い施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 条例改正に伴うもの 第1条の2（個人識別符号）、第1条の3（要配慮個人情報）の新設</p> <p>② フロッピーディスクによる写しの交付の廃止 第17条第2項及び別表から削除</p> <p>③ 個人情報取扱事務届出書（第2号様式の2枚目 別紙1）の改正</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人情報の定義がより明確になるとともに、要配慮個人情報の規定の整備により、一層の個人情報保護を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年5月 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正。 平成30年2月 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例公布済み。 平成30年3月 規則改正について文書課審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに改正手続を進める。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。